

第5回 取引相場のない株式の評価に関する有識者会議 議事要旨

日 時：令和8年8月20日（木）13:30～15:30

場 所：国税庁 第一会議室（※WEB 併用会議）

出席委員：阿部委員、大畑委員、川北委員、熊谷委員、櫻井委員、佐藤委員、渋谷委員、
末吉委員、玉越委員、八重倉委員、弥永委員、吉田委員

冒頭、事務局より配付資料に基づき説明があった後、阿部委員・玉越委員から御提出のあった意見書について内容を御説明いただき、その後、各論点について、委員から御意見をいただいた。

なお、資料については、事前配付資料のほかに当日机上配付資料として「取引相場のない株式の評価の見直しイメージの骨子」が配付され、同資料については、本議事要旨とともに国税庁ホームページへ掲載することとした。

1 事務局説明概要

配付資料に基づき説明。

2 阿部委員・玉越委員御提出の意見書に関する御説明等

（意見書に関する阿部委員・玉越委員の御説明概要）

- ・ これまでも繰り返し述べてきたが、評価と税負担の議論は一体で考えるべき。今までの経緯を十分に尊重した上で、最大限、事業承継に配慮していただきたい
- ・ 租税回避スキームは許されるべきではないというスタンスは全く同意であるので、その点に係る限定的な見直しを行うことには異論はないが、評価体系全体に係る見直しを今ここで本堂に行うべきかどうかについては改めて疑問を呈したい
- ・ 総則6項の適用で争いになるケースが指摘されているが、そもそも相続税申告の中で6項適用事案がどの程度の割合なのか示してもらいたい
- ・ 国税庁が考える残余利益方式につき、一定の仮定のもとで商工会議所において試算を試みたところ、特に一定規模以上の中小企業について、評価額が現行の類似業種比準方式を使用した時に比べて、2倍から5倍近くに達し、相続税負担も大幅に上昇されることが想定されており、この点につきどう考えるか
- ・ また、現段階で、小規模でむしろ評価額が下がることが予想される企業であっても、今後事業拡大を当然考えていくわけであり、（純資産が増えたと、評価額が高くなるという残余利益方式は、）成長投資をどんどんしていく、強い中小企業を作っていくという考え方や乖離するのではないかと。事業承継が近くなると、あえて事業を成長させずに、頑張らない方が良く、利益を抑制した方が良くということにもなりかねないという懸念がある
- ・ 中小企業の役員報酬・退職金について、これらを租税回避のために支給しているような誤認があるようだが、一部過度な運用がされているケースが全くないわけではないが、圧倒的に大多数の中小事業者においてはそのようなことはなく、むしろ法人税法上損金算入が認められているケースにおいては、株式が換金できず、保有し続けられないといけな

うことを前提に、企業との間で将来の納税資金について調整するという意味でも重要であるため、役員報酬・退職金について、これ以上制限を設けるべきではない

- ・ 残余利益方式において、法人税法上の数値を用いるようなことが資料に記載されていたが、一方で法人税法上の数値を用いるとしながら、他方、法人税法上損金算入が認められている役員報酬等を別の基準を設けて認めないとするのは、いいところ取りをしているようでおかしいのではないか
- ・ オペレーティングリースが、そもそも法人税の節税策として用いられていることは国税庁も把握しているはずであり、本来法人税の方で何らかの制限をすべきもの。その根本的なところを放置して、評価においてのみ別途調整をするのはおかしいのではないか
- ・ ホールディング形態の会社についても、その意図が健全で、グループ化を通じて多角化や地方のインフラ維持、あるいは技術承継等に積極的な中小企業においては、グループ化は必ずしも租税回避目的で行われるものではなく、このような取り組みを正面から阻害するような制約はかけるべきではないし、組織再編等によってグループを拡大していくことが一つの流れになっている現状において、制約をかけることによって結果的に企業の発展を抑制してしまうことを危惧している

(意見書に対する事務局の回答)

【1. (1) 新方式を検討するに際しての確認事項について】

- ・ これまで有識者会議においてお示ししてきたとおり、現行の、会社の規模別に原則的な評価方式が異なるという評価体系、類似業種比準方式と純資産価額方式からなる原則的な評価方式の枠組みに起因する異なる規模の企業の株式を取得した株主間の不公平やスキーム事例が散見されている。第1回の資料18ページでお示したとおり、我々はこうした問題の根源は、評価通達の枠組みが、平成18年以降の自由な組織形態・多様化する資本調達形態が可能となった企業経営環境、それを支える各種法制度の変化に対して十分に機能できなくなってしまったという構造的な問題に起因していると考えており、結果、適切な時価を算定できないケースが頻発していると考えている。このため、御指摘のような「問題となっている制度部分や租税回避行為への限定的な見直し」といった小手先の見直しでは対処できない状況になっているものと認識している
- ・ 昭和58年度税制改正に関する答申を引用しているが、必ずしも正しく引用できていないのではないかと考えている。正確には、「最近、中小企業の事業の円滑な承継の観点から、各種の議論が行われているが、中小企業経営者の相続税の実態等からみても過度の負担を求めているとは認められず、税制上特別の措置を講ずることは適当でない。」とし、過度な負担となっていないとの当時の判断の上で、円滑な事業承継の観点からの税制上の特別の措置を否定している。

他方、「ただ、小規模な会社の株式は、現在、いわゆる純資産価額方式のみにより評価されていることから、株式価格の形成要素の一つである収益性についても評価上配慮する余地があるのではないかとする意見があること、大・中規模の会社の株式に適用されるいわゆる類似業種比準方式においては既に収益性が織り込まれていること等に留意すれば、

現行の株式の評価体系の枠組みの中で収益性を加味することとするのが適当である。」とし、株価評価に収益性も考慮するべきではないかという点が論点化され、収益性を考慮することができなかった小会社について、株式評価の要素に収益性を加味する方向性を拡充することとし、小会社に収益性の要素を含む類似業種比準方式の併用方式(適用割合0.5)が導入されたものである

- ・ 仮に国税庁の考える残余利益方式を用いて評価することとなった場合、企業の保有資産である簿価純資産に加え、収益性もよりダイレクトに評価へ反映できることから、昭和58年度税制改正に関する答申の趣旨に反するとは考えていない
- ・ 現行方式には、長年の運用を通じて納税者と実務家が評価結果を予測でき、争訟が相対的に少なく、徴税コストの上昇を抑止する機能があるところのご指摘であるが、争訟が相対的に少ないのは、会計検査院が指摘するように、類似業種比準方式の影響により、評価額が低く抑えられており、評価額を争う理由が乏しいことも理由の1つである可能性は否定されず、争訟が相対的に少ないことと徴税コストを比較して論ずることは必ずしも適切ではないと考えている
- ・ 総則6項の適用事案については、第1回有識者会議資料15ページにおいてお示ししたとおり、平成27年から令和6年分までで計27件(不動産13件、株式14件)であるが、全ての租税回避スキーム事案に対して6項を適用して対応ができていないわけではない。6項の適用については、「評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる」か否かの判断が極めて重要となるところ、国税当局が実際に6項を適用する場合には、訴訟での対応を見据えた証拠保全や事実認定が必要となり、極めて謙抑的かつ慎重な対応が必要となってくる。また、6項の適用については、納税者の予見可能性が阻害されるとの批判もあり、安易に適用できるものではない。したがって、6項の適用事案が限られた件数であることはもとより当然であり、適用件数が少ないことをもって、通達を見直して対応すべき事案が少ないことを意味するものではない。

実際に、様々な方面から「相続税対策のために持ち株会社制を採用したと地元の経営者が言っていた。」という声や、「オペレーティングリースによって利益調整をして株価をコントロールというのは一般的である。」という声も聞いており、当然ながら、そうした事案にすべからず6項を適用すること自体、自重されるべきものとして税務行政は運営されてきたものである

【1.(2) 国税庁案(残余利益方式)の問題点について】

- ・ 会計検査院の指摘を踏まえれば、類似業種比準方式により評価される大会社などの評価については、評価方式の見直しにより、評価額が上がることを考えられることは事実であるが、小会社、赤字・低収益の会社を中心に、評価額が引き下がる会社もまた存在すると考えている。

一方、毎年、高い収益率の利益を計上し、純資産が積みあがるような場合について、評価額が上昇する要因となるのは、類似業種比準方式においても同様であり、そのような法人の株式について、その評価額が上昇するのは、企業価値評価においてはもちろんのこと、

一般的な感覚からしても自然であり、そういった会社について円滑な事業承継の観点から相続税負担の軽減を図るべきというのであれば、そのために、事業承継税制があるのではないかと考えている。

他方、類似業種比準方式は、第4回でご指摘したとおり、類似業種の上場企業の株価や財務状況等の影響も加味され、評価対象法人の実績とは別に、株価が上がりもすれば、下がりもすることについて、株式の評価方法の物差しとして問題であると考えている

- ・ なお、評価水準を抜きに評価体系を決めるべきではないとの御意見について、会計検査院から相対的に不公平との指摘を受けた現状の評価水準を上回らないように、評価水準を設定することを一つの目標のようにして評価体系を検討することは、時価の計算方法としての合理性から説明ができないのではないかと考える
- ・ また、今回の資料において具体的な数値をお示ししていないのは、次回以降にご議論いただく内容でもあることや、今回提示するたたき台において、具体的な数値をお示しすることとした場合、それが決定事項であるかのような認識が広まることを危惧する意見を踏まえたものであり、その点は、事前に委員全員に対してご連絡し、ご理解をいただいていたものと考えている
- ・ 新方式が、現行方式よりも「企業の価値創出能力」が直接的に反映される点についていえば、先述したとおり、相続税法 22 条で定める「時価」として、収益力や「企業の価値創出能力」が高い企業ほどその価値が高くなるのは自然なことであると考え
- ・ 国税庁が考える新方式案は、他分野や他国においてインカムアプローチが主要な評価方法となっていること、かつ、従前よりインカムアプローチの導入が求められ、収益力をより反映すべきであるなどの指摘を踏まえたものであるが、現状の類似業種比準方式の利益が、単年又は2年平均の利益を採用するのに対して、5年などのより長期の一定期間の収益力を平均することを念頭においており、よりダイレクトに収益力を反映することができると考えているのに加えて、ご指摘の「より長期間の利益を参照する必要がある。」とのご指摘に沿うものであるとも考えている
- ・ 他方、株式評価に収益力が直接的に反映されることで、政府の成長戦略に逆行するイメージになりかねないというご指摘については、その時代時代の政策目的や政策的に優遇されるべき事項は、変化していくものであることから、多くの委員からのご指摘があるように、株式評価において「時価」を歪めて配慮するのではなく、政策効果が測定され、適時必要な見直し可能な政策税制において実現されるべきものではないかと考えている
- ・ 還元率の設定については、我々としても今後ご議論いただきたいと考えているが、納税者の申告手続きの簡便化を図る観点から、中小企業の株主資本コストを個別に計算することや、業種別に選択することなどは難しく、当局が定期的に金融市場から一定の株主資本コストを測定した上で公表し、それを用いてもらうことが適当ではないかと考えている
- ・ このように、中小企業の株主資本コストの算出が難しい以上、ご指摘の上場と非上場における還元率の差の問題については、その観点からもしんしゃく率の議論がなされるものと考えているが、しんしゃく率については、今後ご議論いただく論点であると考えている

【2.「租税回避スキームへの対応」について】

- ・ 第1回の有識者会議の資料 23 ページで提案させていただいた今般の検討に当たっての4つの観点の一つとして、評価額の「恣意性・操作性」の排除があるが、この観点は、客観的な時価の算出に当たって重要な観点であると考えており、役員報酬や役員退職金については、巷間、相続税対策の手段として頻繁に議論に上る項目である
- ・ このなかでも、特にカリスマ経営者以外の親族に係る役員給与は、時として中長期的な相続税対策として用いられることが想定されることから、「恣意性・操作性の排除」の観点から、一定の対応が必要ではないかと議論の俎上に上げさせていただいているところである
- ・ ホールディング形態によるグループ経営については、現状、グループ経営を採用した方が評価額を大きく圧縮できるという状況は、インセンティブ措置ではなく、単に、現状の評価通達が、グループ経営に対する評価に対応できていなかっただけである
- ・ グループ法人税制においては、当時、グループ経営が可能となった会社法を踏まえて、従前の法人内の事業部門制を引き続き採用している場合と、グループ化した場合の法人税負担が極力変わらないよう、グループ化の動きに税制が中立的であるべく設けられたものである
- ・ 非上場株式の評価においても、親会社が法人内で事業や資産を保有している場合と、グループ化した場合における親会社株式の評価額が同等となり、企業経営の在り方に中立的であるべきではないかと考えている

3 各委員の御意見

委員から要旨以下のとおり御意見をいただいた。

(注)「○」・・・委員からの御意見

「●」・・・事務局の発言

➤ 「これまでの議論を踏まえた、国税庁の考える評価の見直しの方向性」及び「仮に残余利益方式を採用した場合の評価方法のイメージ」について（資料1～3ページ）

- スキーム対応の観点というよりも、会計検査院から指摘されている会社規模別の評価額の乖離を放っておくわけにはいかないという観点から、評価方式の一本化について賛成。

その上で、必ずしもグループ化が租税回避のために用いられているわけではないことには心から賛成する。一方で、仮に残余利益方式でグループ法人を評価するのであれば、親会社が保有している子会社株式を取得原価で評価しても、それは全く価値を表していないため、連結ベースで残余利益方式を適用すべき。連結ベースで評価を行うことが実務的に難しいということであれば、持分法を用いる等何らかの簡略化の方法を考える必要があるとは思っているが、いずれにせよ、基本は連結ベースで評価を行うべき

- 残余利益法で用いる当期純利益の金額について、会計上の貸借対照表・損益計算書の数値か、法人税の申告書別表4等の数値、どちらを用いることを想定しているのか。持株比率の低い者にとって、会計上の数値を用いることとした方が納税者のコンプライアンスコストは比較的小さくて済むように思われるところ、事務局へ確認したい

● ご質問の点については、まさに次回以降の各論においてご議論いただきたい論点だと考えているが、中小企業の実務においては、貸借対照表も正確に作成されていないというような話も聞くため、申告書作成に当たって、税理士等の確認を受けている法人税申告上の数値をベースとするのが実務上良いのではないかと考えご提案をさせていただいた

(「残余利益モデルでは、未実現の含み益は将来無限期間の超過利益のどこかで表出するため、簿価純資産のままでも問題ないという認識であるところ、そこを修正してしまつて問題ないのかという点が少し心配」との他の委員の発言を受けて)、確かに本来の理屈としては無限期間が正しいが、ここで必要とされているのは将来予測される利益であつて、5年よりも遠い先の予測というのは非常に難しいと考えられる。無限期間を5年にすることによって、どういう影響があるかという、割引率にもよるが、概ね評価額が10%~15%ほど小さくなるのではないか。にもかかわらず、5年を一つの目安として区切るのであれば、説明できる理由は以下のとおり大きく3つあるのではないかと

- ① 5年よりも先の予測は非常に難しいこと
- ② 高いROEが何年続くかについて、データによる研究があり、その研究結果において、どんなに長くても10年は続かず、平均的には5年くらいだろうとされていること
- ③ 相続の場面を考えれば、親から高収益の会社を子が引き継いでも、子が何もしなければROEは業界平均値へ落ち込んでいくこととなるため、高収益を継続するためには子が頑張る必要がある。子が頑張った結果に対しては、相続税を課すべきではないと考えられるため、どれくらいの期間、親から引き継いだ高収益の状態を継続できるかを考えた時に、②の内容からすると、5年くらいではないかと考えられること

- 残余利益モデルにおいて、本来必要となる値は“将来の”当期純利益の値であり、この部分について、国税庁案では、過去の利益の平均を採っている。この点について異論があるわけではないが、残余利益モデルについて議論する際には、本来必要なのは“将来の”当期純利益である点を念頭に置いておくべきで、だからこそ国税庁案でも非経常的な損益を除いて計算している。可能な限り毎年今後も発生すると見込まれる利益を出発点にして考えるべき

- 残余利益モデルについて、本来のモデルでは、無限期間の超過利益を足し合わせることであったかと思うが、国税庁案では、5年に区切った形に修正されている。実務上や

むを得ない部分かもしれないが、本来のモデルでは、未実現の含み益は将来無限期間の超過利益のどこかで表出するため、簿価純資産のままでも問題ないという認識であるところ、そこを修正してしまって問題ないのかという点が少し心配

- 一本化については賛成。事務局から提示されている残余利益方式についても、M&A実務において用いている方法と極めて似ており、違和感はない。簿価純資産を用いる点については、最初に見た時には時価純資産ではないのかと思ったが、実務において時価に直す手間が少なからずあることを踏まえると、良いのではないかと
- 事務局から法人税申告書の数値を想定しているという話があったが、個人的には賛成。実務の観点からすると、仮に会計上の数値を用いることとした場合には、評価額を下げるために、法定耐用年数とは異なった耐用年数によって減価償却を行うといったことや、法人税法上否認されることも厭わず、多額の役員報酬を出すといったことが行われ得るのではないのかという懸念がある。そういった観点からすると、会計の数値ではなく、税務の数値をベースとすべき
- 現行の評価通達企業が企業間の不公平を招き、租税回避スキームの誘因となっていることを国税庁自らが認めるということは非常に重大なことだと考える。そのことは是としたいが、一方で、現行の評価通達による多くの課税実績があり、これからもしばらくは現行通達に即する事を納税者に求めるので、現行通達が間違っているとか、法律の定める時価から外れていましたとしてしまうと、実務は混乱しかねない。評価方法の抜本的な見直しの必要性を納税者に理解してもらうとともに、税務の現場が混乱なく進むようにすることはそれほど簡単ではないと考えるので、当局として考え方をしっかり整理していただきたい。今回、こういう形で方向性を出すことになると、その時点から問題が発生しかねないので、注意した方が良く考える
- 残余利益モデルを使うことには賛成。同モデルを使うに当たっての各論は次回以降の論点になると思うが、残余利益モデル自体、上場株式に適用すると割安に出やすいという研究結果があることに加え、事務局案では、超過利益を5年で切って、ターミナルバリュエーションについても加えないという点で、本来の理論的な企業価値よりもさらに割安になる可能性もあると思われる。

また、本日他の委員から提出のあった意見書で、ベータの測定について企業の負債比率も踏まえるべき旨が記載されていて、CAPMとモジリアーニ・ミラーの理論を応用したそのような理論もあるが、この負債比率も“将来の”負債比率であるとともに、有利子負債でないといけなかったことや、そもそもベータの測定の元になる上場企業にも負債があるこ

との調整等あるところ、そういったことを考慮するのであれば、むしろ業種の影響の方が大きく、これらを考慮するのは複雑になるのではないかと

- 通達の機能としては、納税者がちゃんと計算して申告できることが最も重要であると考え、その観点からすると、事務局提示の残余利益方式は、基本的には実務上の基準として穏当なものではないかと考える。やはり、現預金・不動産・株式のいずれであっても、価値の等しいものを相続すれば負担が等しくなるようにして、何らか特別に配慮すべき財産があるのであればそれは法律で措置すべき。先ほど子会社株式の話も出ていたが、あまり色々やりすぎると複雑になってしまうため、バランスの取り方が難しいのではないかと

- 私もこの事務局提示の案については、穏当な方向性であると考えており、各論における問題点については、次回以降議論されるものと認識している。

1点、この有識者会議で何度か出ている意見で腑に落ちていないのは、「一生懸命経営者が頑張って中小企業を良くすると、相続税の評価が上がって、税負担が増える」ということに対する感覚である。より大きな経済的な利益があるものが授受される時に税負担が増えるのは当たり前で、個人事業者が頑張って働き、たくさん儲けたことに対して、税負担が大きくなって、労働意欲が減退することと本質的には変わらないと考える。もちろん、その上で、政策税制で何らか措置をすることに対して否定しているわけではなく、どのくらいの税負担を求めるべきかについて、別途議論が必要ということは理解できる。一方で、累進税率を使う所得税・相続税の世界において、出発点はどれだけの経済的利益を手にしたかであって、相応する評価がなされないと、物差しとして適切に機能しないと考える

- 今回事務局が提示している案は、第3回の会議において櫻井委員から御説明のあった、残余利益モデルを国税庁が税務の考え方から修正したものと理解しているが、この国税庁が色々手を加えたものについて、理論的根拠や実証的裏付けもなく、シミュレーションも示されていない中で、残余利益モデル一本に絞って検討しようとするのが正しい議論なのか。

また、3点質問がある。

- ① 事務局案では、還元率について一律の値を用いるとされているところ、リスクに応じて資本コストを規定するのが本来だと思うが、会社の規模や業種に関わらず一律の還元率を用いて時価と言えるのか
- ② 事務局案では、上場株式の期待平均収益率を参考にして算定するとされているが、非上場のオーナー企業に対して、上場市場を前提とした期待収益率という考え方が当てはまるのか

- ③ 市場がなく、所有と経営が一致している非上場会社の株式の評価に、市場があり、所有と経営の分離を前提とする期待収益率という概念を持ち込むことが正しいのか

➤ 「純資産価額方式」に関する見直しの方向性等について（資料４ページ）

- 事務局案において、事業承継税制の対象外となっている会社を参考に純資産価額方式を適用する特定の評価会社の基準を検討してはどうかという話があったが、事業承継税制の対象外となるいわゆる資産保有型会社であっても、継続して家賃収入を得ているような不動産賃貸業の会社については、純資産価額方式でなく、残余利益方式で評価しても良いのではないか
- 事務局が提示している修正残余利益方式に妥当性があるのであれば、特定の評価会社についても修正残余利益方式で評価して良いのではないか
- 基本的な考えとしては、特定の評価会社についても、残余利益方式で評価して良いのではないかと考えるが、一方で、ただ財産を法人に入れただけの会社が、（株主資本コスト分だけ）評価額が下がってしまうということが起きてしまう点が気になる。
（「事務局案では簿価純資産を下回る点をどのように解釈するべきか」とその他の委員の発言を受けて）、下限としての純資産価額は、あくまで“時価”純資産価額であって、今回の事務局案は“簿価”純資産であるので、そこは時価と簿価の差の部分ということになるのではないか
- 将来の超過収益が発生しない企業においては、企業価値＝純資産価額となるので、純資産価額方式は残余利益モデルの特殊な一形態と捉えることもできる。そういう意味では、残余利益方式一本という言い方も可能ではあるが、一方で、会社の資産の中身について、上場株式や債券、価値が把握できる不動産等、時価がほぼほぼ分かるもので構成されているのであれば、わざわざ残余利益方式を用いて、時価よりも安い簿価純資産に（時価よりも安い簿価であれば、その分だけ株主資本コストが低くなり、見かけ上の超過利益が発生し、）見かけ上の超過利益を足し合わせて評価額を算出せずとも、最初から時価に引き直して、純資産だけで評価した方がより現実的でかつ、残余利益モデルを一旦通すよりもより実態の企業価値に近いと考えられる。このような観点から、どういった企業に対して純資産価額方式を適用するかを考えるべきではないか
- これまでの会議で、純資産価額が下限という意見があったところ、この事務局案では簿価純資産を下回ることもあるという話であるが、その点はどのように解釈するべきか

➤ 「配当還元方式」に関する見直しの方向性等について（資料 5 ページ）

- 現行の配当還元方式の適用基準では、節税スキームに利用されてしまうということで、本当に配当還元方式でしか評価できないような一部の少数株主だけに適用されるように、基準となる持株比率をより低くしようと事務局案では考えられているようだが、その場合に、株主の帳簿閲覧請求権で 3 % というのが一つの目安になるのではないか。過去のデータがなくても、帳簿閲覧請求権を行使して必要な帳簿を閲覧すれば、残余利益方式を適用して評価ができるのではないか
- 帳簿閲覧請求権では、法人税の申告書の閲覧までは担保されていないのではないか
- 現行の 2 円 50 銭の最低金額について、額面制度があったころの額面 50 円の 5 % で 2 円 50 銭になっているものと思うが、やはり何らかの経済的価値があるものとして考えた場合に、その最低限のリターンの割合として、例えば、残余利益方式における還元率等を基準とすることが考えられるのではないか

➤ 「租税回避スキームへの対応の方向性」について（資料 6、7 ページ）

- 配当還元方式を用いたスキームについては、もともと議決権割合と持株割合で判定するとなっていたものの現行の議決権割合のみで判定することとした平成 15 年の通達改正を元に戻せば良い。

航空機リースを用いたスキームについても、現行の類似業種比準方式において用いる利益金額について、特別利益は減額するにもかかわらず、特別損失のみがある場合には加算しないようにしていることが原因なのであって、そこを変えることで現行通達の中でもスキームを防止することは可能だと考える。

そういった現行方式の改正で対応できることを無視して、いきなり類似業種比準方式は廃止して残余利益方式を採用すべきという理論の飛躍は納得できない

- グループ法人税制を活用したスキームについて、基本的に、評価対象法人が資産を直接保有している場合とその資産を子会社に保有させている場合で、評価が変わらないルールを作るのが望ましいと考える。それを前提として、資料では、完全支配関係にある場合と記載があるが、完全支配関係は少しでも株を外部に出してしまえば、簡単に外すことができってしまうので、その点どうなのか。

また、配当還元方式を用いたスキームのところで、固定価格株式が出てきており、その取扱い自体には異論はないが、そもそも固定価格株式という取扱い自体が会社法上認められるのかどうかについては議論があったように思われる

- 利益の恣意的操作として、オペレーティングリース・役員報酬・役職退職金が挙げられているが、オペレーティングリースについては何らかの対処すべきであると考え。

一方で、役員報酬・役員退職金については、仮に法人税法上の利益金額を用いるとした場合には、法人税法上の損金不算入規定によって、すでに不相当に高額な部分は調整済みのはずであり、かつ、被相続人に支払われる役員報酬・役員退職金に関しては、現預金として、被相続人の財産を構成しているはずなので、さらにここで評価上加算することに対しては反対

- 中小企業においては、その経営者がいるから会社の営業が成り立っているというようなスーパー経営者がいることがあり、そういった場合には、スーパー経営者が亡くなった後、同じだけの売上が上がることはない一方で、そのスーパー経営者に支払っていた役員報酬もなくなるので、過去の利益金額を用いてもつり合いはとれていると思うが、そこを役員報酬について加算することとしてしまうと、不合理な金額になってしまう。そういった観点からも役員報酬を評価上加算することには反対

- 利益の恣意的操作に対する何らかの対応は必要だと考える。オペレーティングリースはなかったものとして評価するという対応で問題ないと思うが、他にも短期的に損益を歪める商品は色々とあるので、どこまで調整の対象とすべきかについては検討が必要。

また、役員報酬に関しては、線引きが難しいと思うが、一律2分の1を加算するというような基準は評価の崖の要因になりかねないと思う。一方で、色々な企業の決算書等を見ると、無条件でマイナス処理していいのかと思うようなケースもあるので、一定のルールに基づいて、こういった企業であればこのくらいの役員報酬が適正というような仕組みが必要なのではないか。

グループ法人税制を用いたスキームについては、完全支配関係の法人だけを一体評価というのは操作性があり過ぎて、適当ではないと考える。対象会社の支配が及ぶ会社に関して全てについて、残余利益方式によってそれぞれ評価した上で、合算するような方式が望ましいのではないか。

各論になってしまうかもしれないが、決算期の違いを利用した操作等も一定程度塞いでいく必要があるのではないか

- 中小企業の生産性向上は重要な課題であり、そのためには組織・資本構成の最適化を経営者は考えていく必要があるので、法制度、あるいは税制においてもそれを整備して後押ししている面がある。国税庁の資料説明からは中小企業の組織再編を「節税策」と見てるように感じられるが、そう決めつけることはできない。中小企業の自由な経済活動は阻害しないように配慮して案を出していると受け止めてもらえるように工夫してもらいたい

○ グループ法人税制を用いたスキームに関して、基本的に残余利益方式を用いるのであれば連結ベースで評価すべきという意見に賛成。中小企業においては連結財務諸表が作成されていないという点については、持分法を使うことで、連結で計算した場合と同じ結果となるので、そういった解決方法がある

○ グループ法人に関しては、残余利益方式において、原則連結をベースとして評価すべきという意見に賛成。

役員報酬については、適正な役員報酬はいくらかということを国が決めることではなく、日本の上場企業の役員報酬は諸外国に比べて安いというような意見もある中で、税制で適正な役員報酬がいくらかということを明示するのは難しいと考える。あくまで次善の策として、2分の1は加算するといった基準を設けるのはあるかもしれない

○ グループ法人税制を用いたスキームについて、前提として中小企業が自身の会社またはグループについて事業経営上、最適な形態にするということが重要だと考える。この考え方からすると、「この形態にすると税金が安くなるからこうしよう」というようなバイアスがかからない、どんな形態をとっても税金としては同じ負担になるようにするのが最も重要であり、それが日本の中小企業がより活躍する上での邪魔しない税制という意味で必要なのではないか。

（「富は個人に帰属しているので、完全に個人に帰属している富について相続税がかかるのは当然だと思うが、法人には寿命がなく、私は永遠に存続する社会的責任があると思っている。永遠に存続する社会的責任を果たすために頑張っている中で、その富の再配分のような価値観でリセットが起こると、存続すべき事業が、一旦後退してしまうという損失が生じ、それが社会的損失として大きいのではないかという点が、一貫して非常に気になる」との他の委員の発言を受けて）、今の御意見からすると、2代目が得る会社の権利は、個人に帰属する富ではないということか確認させていただきたい

○ 相続なり贈与なり、授受したものの価値にふさわしい評価がされて、応分の税負担をするのは当然ではあるが、これまでも述べてきたように、非上場株式においては、即換金できる価値はない。議論を聞いていると、価値があるんだから売ればいいじゃないかという考えがあるような気がしている。確かに最近ではM&Aの提案等があるケースも存在するが、特に地方において事業を承継するケースでは、引き継ぐ方は、前途多難だとしても、従業員のため、地域のため、今までやってきたことを守るため、代々引き継いだ役目を潰さないため、というようなことを全て一緒にたにして引き継ぐことになるわけであって、そのことによって、地方のサプライチェーンが守られ、地域の経済が保持され、文化が守られ、従業員の生活が保持される。受け取った価値がどうかというよりも、事業が健全に継続す

ることが最も重要であり、その事業が健全に確実に継続するという価値観のベースがなく、単に評価論で議論すると、すごくおかしい議論になる気がする。一部の非常に高度なスキームを使って租税回避をしようとしている事案は潰せば良いだけの話。

また、カリスマ性の高いスーパー経営者が亡くなり、次代に承継する時には、承継された方は同じことはすぐにはできないので、一旦リセットに近い状態になって、そこからまた新しい環境で前進することになる。富は個人に帰属しているので、完全に個人に帰属している富について相続税がかかるのは当然だと思うが、法人には寿命がなく、私は永遠に存続する社会的責任があると思っている。永遠に存続する社会的責任を果たすために頑張っている中で、その富の再配分のような価値観でリセットが起こると、存続すべき事業が、一旦後退してしまうという損失が生じ、それが社会的損失として大きいのではないかと、一貫して非常に気になる。こういったことは税制で非上場株式は全額免除となるのであれば、議論する必要のない話ではあるが、そう単純なことでもないと思うので、確実に税制と共に議論が行われ、評価だけが先行することがないように配慮してもらいたい

（「2代目が得る会社の権利は、個人に帰属する富ではないということか確認させていただきたい」との他の委員の発言を受けて）単に個人に帰属する換金性のある富ではなく、社会的責任に付随して預かっている富であるという趣旨である

会議の終わりに、議事要旨について、以下のとおり座長から発言があった。

- ・ これまで述べてきたように、この会議において多数決で何かを決めるといったことは一切考えていないが、ここでの議論が、世間や関係者に対して正確に伝わるようにすることは重要であると考え。その観点からすると、これまでは議論の発言の流れに沿って議事要旨を作成しており、例えばAとBの意見が実は拮抗している時に、Bが複数回発言したことをそのまま発言ごとに記載することによって、（あたかも複数人が同じ意見を発言しているように見えてしまい、）会議における意見分布がそのまま発信できていない可能性があるように思われる。したがって、発言されたことに関しては、全て議事要旨に載せるということは大前提にした上で、論点ごとに、同一人物の発言は実際には何回か分けての発言であったとしても、一人の発言と分かる形で事務局には議事要旨を作ってもらいたい

最後に、次回（第6回）の有識者会議は9月16日（水）15時から開催される旨、事務局から連絡があった。

（以上）